

令和7年
5/7
No.335



お知らせ版



■ 発行 / 大子町 ■ 編集 / まちづくり課 大子町大字北田気662
■ TEL 0295-72-1131 FAX 0295-72-1167

知

戦没者等の遺族の皆さんへ

戦後80年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。第十二回特別弔慰金については、遺族に一層の弔慰を表すため、償還額を年5万5千円に増額し、5年ごとに国債を交付しています。戦没者等の死亡当時の遺族の中で代表するお一人に支給されますので、対象の方は、期間内に福祉課で請求手続きをしてください。

■支給対象者

- (1)4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - (2)戦没者等の子
 - (3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- (4)上記(1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容 額面27万5千円（5年償還の記名国債）

■受付期間 5月1日～令和10年3月31日

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL 72-1117

税

自動車税（種別割）の納期限は6月2日（月）です

納税通知書を5月1日（木）に発送しました。納期限の6月2日（月）までに金融機関や県税事務所窓口、コンビニエンスストア、スマートフォンの決済アプリ等で納めてください。詳しくは、納税通知書に同封されている「お知らせ」をご覧ください。



問合せ 茨城県常陸太田県税事務所 収税第一課 TEL 0294-80-3314

税

障がいのある方に対する軽自動車税（種別割）の減免制度

町では、心身に障がいのある方が所有する軽自動車等について、一定の要件を満たした場合、軽自動車税（種別割）を減免する制度を設けています。申請期間は納税通知書（5月2日発送）が届いてから納期限（6月2日）までです。申請する方は期限までに必要書類（納税通知書同封のチラシ参照）をお持ちのうえ、税務課窓口で手続きを行ってください。令和6年度軽自動車税（種別割）において減免継続を選択した方は、申請内容に変更がない限り申請不要で、自動で減免申請が継続されます。

※軽自動車税（種別割）減免制度について、詳しい内容を聞きたい方や初めて申請する方は、税務課までお問い合わせください。

問合せ 税務課町税担当 TEL 72-1116

知

旧北デイサービスセンターの備品を払下げます

旧北デイサービスセンターで使わなくなった備品を有効活用するため、大子町に住民登録がある方を対象に払下げ（有償含む）を行います。

次の日程で実施しますので、ぜひご来場ください。

■無償払下げ

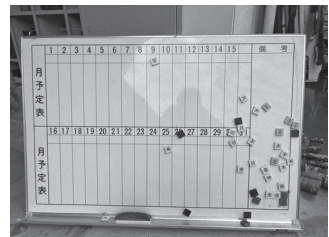
【日時】 5月20日（火）14:00～16:00

5月21日（水） 9:30～11:30

【場所】 町営研修センター 研修棟1階（大字北田気662）

※駐車場は役場駐車場をご利用ください。（研修センター駐車場利用不可）

【対象備品】 リハビリベッド、介護用ベッド（手動）、移動式平行棒、座卓
事務机、テーブル、椅子、ホワイトボード、月予定表ホワイトボード 他



■有償払下げ

【申請期間】 5月7日（水）8:30～5月21日（水）11:30

【現物確認】 大子福祉作業所（旧北デイサービスセンター）駐車場内（大字下野宮1683-1）

5月7日（水）～5月20日（火）10:00～15:00 土・日曜日を除く

※案内の職員はいませんので、車両の出入りには十分ご注意ください。

※大子福祉作業所の建物内への入館はお控えください。

【申請先】 財政課窓口、無償払下げ会場のいずれか

【対象備品】 機械浴槽（専用車いす2台付き）

製品：株式会社アマノ

ミア・フィーリア グラッツェ

※町内の介護事業者と医療事業者向けになります。



■注意事項

- ・無償の備品は先着順です。
- ・有償の備品は申請期間終了後、最高価格者を決定し通知します。
- ・備品の搬出は、各自の責任でお願いします。
- ・無償備品は当日中に搬出してください。
- ・現状でのお渡しになります。

※町は備品の品質の保証や修理はしません。また、払下げ後の返品や交換は一切受け付けません。

問合せ 財政課契約管財担当 TEL 72-1119

知

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

5月26日以降、本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。通知されたフリガナが正しくない場合は、届出が必要です（正しい場合は不要です）。

詳しくは、右の二次元コードから法務省ホームページをご覧ください。

問合せ 水戸地方法務局戸籍課 TEL 029-227-9916（平日9:00～17:00）
町民課町民担当 TEL 72-1112





図書館「プチ・ソフィア」から

無料で本や雑誌の貸出しを行っています。1回に利用できる図書は1人5冊までで、2週間借りることができます。どうぞご利用ください。

■開館時間 10:00～18:00（休館日：毎週月曜日、木曜日）

■新しくいった本

〈一般書〉

「量地図説を読む 上・下」今泉寛著

「こんなときどうする？部活動の地域移行に伴う法律相談 学校・指導員・関係者の法的責任と対応」山本翔著

「やなせたかしの生涯」（文庫本）梯久美子著

「ねことじいちゃん11」ねこまき（ミューズワーク）著

「遊園地ぐるぐるめ」青山美智子、田中達也著

「鏡面のエリクサー 天久鷹央の事件カルテ」（文庫本）知念実希人著

〈児童書〉

「はるのおばけずかん ようかいクラスがえ」斉藤洋さく

「おしりたんてい かいけつ！かいとうアカデミー スターサイド、ムーンサイド」トロルさく

「新あらしのよるにシリーズ1 あいことばはあらしのよるに」きむらゆういちさく

「まてないの」ヨシタケシンスケさく

〈雑誌〉

「旅の手帖」



問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL 72-6123 蔵書検索 <http://www.lib-eye.net/daigo/>

補助

ごみ減量化機器等の購入等を補助します

町では、ごみの減量化推進、生活環境の向上を図ることを目的に、生ごみ処理容器、生ごみ減量化機器、圧縮ゴミ箱、ガーデンシュレッダーの購入を行った方に補助金を交付します。

■用具の種類と補助金額

用具の種類	補助金額
生ごみ処理容器	購入費の1/2 1台あたり上限額10,000円（2基まで） ※容器作製の場合の材料費も対象となります。
生ごみ減量化機器	購入費の1/2 上限額20,000円（1台まで）
圧縮ゴミ箱	
ガーデンシュレッダー	

■対象者 次のすべての条件に該当する方

- ・町内に住所を有し、かつ居住している方
- ・町税等に未納がない方
- ・過去に補助を受けた場合は5年が経過した方（用具の種別毎）

■申請に必要な書類

- (1) 生ごみ減量化機器等購入等補助金交付申請書兼請求書
- (2) 領収証等
- (3) 購入または作成したものがわかる写真等
- (4) 振込口座のわかる書類の写し（通帳またはキャッシュカードなど）
- (5) 作製した容器の寸法図 ※処理容器の作製に要する材料費について申請する場合

詳しくは、二次元コードからホームページをご覧ください、生活環境課へお問い合わせください。



申込・問合せ 生活環境課 TEL 76-8802

ゼロカーボン推進事業費を補助します

令和4年8月に表明した「大子町ゼロカーボンシティ宣言」に基づいて二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すため、脱炭素化に資する家庭用設備等を導入した方に補助金を交付します。

■対象の設備と補助金額

設備の種類	概要	補助金額
住宅用太陽光発電システム	住宅の屋根等に設置する太陽光電池モジュール(10kw未満)	購入費の1/2 上限額100,000円
定置用リチウムイオン蓄電池	太陽光発電システムと連携し蓄電システムに電気を貯めるもの	購入費の1/2 上限額100,000円
家庭用充電設備	電気自動車等に電気を充電するための機器	購入費の1/2 上限額 50,000円
電気自動車（普通自動車）	電気をエネルギー源とし電動機で走行する自動車	購入費の10/10 上限額200,000円
電気自動車（軽自動車）		購入費の10/10 上限額100,000円

■対象者 町内に住所を有し、町税等の未納がない方

■補助の条件

- ・自らが所有するものであること
- ・未使用品であること
- ・商業に使用しないものであること
- ・電気自動車においては、外部から給電できる車であること

■申請に必要な書類

※必ず設置工事または購入の契約をする前に申請をしてください。

- (1)ゼロカーボン推進事業補助金交付申請書
- (2)設備等の設置工事または購入にかかる見積書の写し
- (3)町税完納証明書
- (4)設備等の概要が分かるもの（仕様書など）
- (5)建築基準法の規定による建築許可証または建築工事届の写し
- (6)定置用リチウムイオン蓄電池を導入の場合は「いばらきエコチャレンジ」の会員登録していることがわかるもの
- (7)振込口座のわかる書類の写し（通帳またはキャッシュカードなど）

詳しくは、二次元コードからホームページをご覧ください生活環境課へお問い合わせください。



申込・問合せ 生活環境課 TEL 76-8802

木づかい店舗創出事業補助金（令和7年度新規事業）

店舗の木造・木質化や、家具・木製品・什器等の導入に係る経費を補助します。

- 対象者 改修等を行う店舗の所有権等を有する方
- 対象店舗 町内の非住宅建築物で、現に事業に使用され、利用者が制限されていない建物
- 補助率 補助対象経費の2分の1
- 補助上限額 50万円
ただし、次の条件を満たす場合は300万円
・改修店舗面積100㎡以上で補助対象経費が400万円以上

問合せ 農林課林政担当 TEL 76-8110

補助

里山林等の整備・保全を支援します（大子町身近なみどり整備推進事業）

森林環境譲与税を活用した「大子町身近なみどり整備推進事業」により、荒廃した里山林等を町が整備します。整備を希望する森林がある場合は、6月末日までに農林課にご相談ください。

■対象条件 次のすべての条件に該当するもの

- ・民有林または事業実施後に森林となることが確実な区域であって、地域の環境保全に寄与する森林であること
- ・町と森林所有者等において、5年間の森林の転用禁止などを定めた協定が締結されることが確実であること
- ・1施行地の面積が0.05ha（500㎡）以上であること
- ・整備後は、森林所有者または森林管理者が継続して適切に維持管理を実施すること

■実施できる内容

植栽、刈払い、整理伐、枝打ちなどの森林整備のほか、作業道の開設や木柵などの設置

■整備の例

- ・里山林等の整理伐等整備
- ・通学路等道路沿いの森林整備
- ・森林に侵入する竹の駆除
- ・有害鳥獣（イノシシ）対策としての里山林整備 など

■協定に基づく刈払い等の支援

「身近なみどり整備推進事業」や「茨城県元気な森林づくり活動支援事業」への協定を締結した方（団体等）には、事業地で行う刈払い等の維持管理について、1人当たり2,500円を支援します。該当する場合は、事前にご相談ください。

問合せ 農林課林政担当 TEL 76-8110

補助

交通安全推進用具等購入費を補助します

町では、交通安全意識の向上、交通事故の防止、被害の軽減を図ることを目的に、自動車の急発進抑制装置や自転車用ヘルメットなど交通安全の推進に係る用具の購入等を行った方に補助金を交付します。

■用具の種類と補助金額

用具の種類	補助金額
チャイルドシート	購入費の1/2 上限額 20,000円
自転車用ヘルメット	購入費の1/2 上限額 5,000円
ドライブレコーダー	購入費の1/2 上限額 5,000円
自動車急発進抑制装置	購入費の1/2 上限額 20,000円

■対象者 次のすべての条件に該当する方

- ・町内に住所を有し、かつ居住している方
- ・町税等に未納がない方
- ・チャイルドシートについては、乳幼児の保護者
- ・自動車急発進抑制装置は、申請時に70歳以上で運転免許証及び車を所有している方

■申請に必要な書類

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1)申請書兼請求書 | (2)領収証等 |
| (3)購入した用具等の写真 | (4)振込口座のわかる書類の写し |
| (5)運転免許証の写し | (6)自動車検査証の写し |
| (7)購入または整備（前後）のわかる写真 | (8)機能が確認できる書類（仕様書など） |

※ドライブレコーダーと自動車急発進抑制装置の補助金申請は(5)～(8)の書類が必要です。

詳しくは、二次元コードからホームページをご覧ください、生活環境課へお問い合わせください。



申込・問合せ 生活環境課 TEL 76-8802

知

甲種防火管理新規講習会

- 日時 7月3日（木）、4日（金）の2日間
1日目 9：50～16：50 2日目 9：50～15：55（両日受付9：20～9：50）
- 会場 常陸大宮市文化センター 小ホール（常陸大宮市中富町3135-6）
- 申込方法 申込みはインターネット又はFAXのいずれか
- 講習料金 8,000円
- 募集人数 60人
- 申込期間 1次：5月21日（水）～5月28日（水）
2次：6月15日（日）～6月16日（月）
※詳細は日本防火・防災協会ホームページを確認してください。
https://www.bouka-bousai.jp/hp/iec_info/index.html

問合せ 消防本部 予防課 TEL 72-0119

支援

大子町ファミリー・サポート・センター 説明会・交流会

「ファミサポってなんだろう？」「子どもを預かってほしいけれど、どんな仕組み？」
「子育ての手助けをしたい！」子育て援助活動支援事業に関心のある方を対象に、説明会と交流会を開催します。

- 日時 5月20日（火）10:00～11:00
- 場所 文化福祉会館「まいん」2階 子育て支援室
- 対象者 町内在住で子育て援助活動支援事業に関心のある方、協力・利用会員の方
- 内容 ①説明会「ファミサポってどんなサービス？」
②交流会「プチっと講話／子どもの発達と遊び」
- 申込み 5月16日（金）までに電話で申し込んでください。



交流会チラシ

申込・問合せ 大子町社会福祉協議会
大子町ファミリー・サポート・センター（子育て支援センター内） TEL 72-1120

開設

子育て支援センターの出前ひろば

子育て支援センターがコミュニティセンターにおもちゃを持って遊び場を開設します。
親子で楽しく遊びませんか？近くで開催の時はお気軽に遊びに来てくださいね。

おじいちゃん・おばあちゃんもお孫さんと一緒にどうぞ！

- 日時 5月27日（火）9:30～12:00
- 場所 下小川コミュニティセンター（大字西金381）
- 対象 就学前の親子（家庭で保育している祖父母も可）
※子育て中の保護者のみの参加も可
詳細は右の二次元コードから大子町社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

問合せ 大子町社会福祉協議会 子育て支援センター TEL 72-1120



お子さんの予防接種はお済みですか

ワクチンで防げる病気があります。予防接種でお子さんや周りの人たちを守りましょう。定期予防接種対象者で、まだ接種が済んでいないお子さんの保護者は、母子健康手帳予防接種記録を確認の上、県内の医療機関で接種してください。

なお、接種年齢が過ぎた場合は、接種費用は自己負担となりますのでご注意ください。予診票が届いていない方・予診票を紛失してしまった方は、健康こども政策課にご連絡ください。

ワクチン名	標準的な年齢・回数	接種年齢
ロタウイルス	1価ワクチンは2回接種、初回接種は生後14週6日まで 5価ワクチンは3回接種、初回接種は生後14週6日まで	生後6週～24週の乳児 生後6週～32週の乳児
ヒブ	初回接種は生後2か月～7か月に至るまで3回 追加接種は初回接種後7か月以上の間隔をおいて生後12か月以降に1回	生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	初回接種は生後2か月～7か月に至るまで3回 追加接種は初回接種後60日以上の間隔をおいて1回	生後2か月～5歳未満
B型肝炎	生後2か月～9か月に至るまでに3回	1歳未満
四種混合	1期初回 3回 生後2か月～1歳に至るまで 1期追加 初回接種後1年～1年半の間に1回	生後2か月～7歳6か月未満
五種混合	1期初回 3回 生後2か月～生後7か月に至るまで 1期追加 初回接種後半年～1年半の間に1回	生後2か月～7歳6か月未満
B C G	生後5か月～8か月に至るまでに1回	1歳未満
水痘	初回接種 1歳～1歳3か月に至るまで 追加接種 初回接種後6か月～12か月に至るまでに1回	1歳～3歳未満
麻しん・風しん混合 (MR)	1歳～2歳未満 1回 5歳～7歳未満の者で小学校就学前の1年間に1回	
日本脳炎	1期初回 2回 3歳～4歳に至るまで 1期追加 1回 4歳～5歳に至るまで（初回2回接種後6か月以上、標準的にはおおむね1年おいて）	生後6か月～7歳6か月未満
	2期 1回 9歳～10歳に至るまで	9歳以上13歳未満
二種混合（D T）	11歳から12歳に至るまでに1回	11歳以上13歳未満
ヒトパピローマ ウイルス (子宮頸がん予防)	中学1年生の間 3回	小6～高1相当の女子
	キャッチアップ接種対象期間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）に、1回以上接種を受けている方は、令和8年3月31日まで接種期間が延長されています（経過措置対象者）。	平成9年4月2日生まれ～平成19年4月1日生まれの方

※未満とは、誕生日前日までをいいます。

※日本脳炎については、特例対象者（平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の方）は、接種年齢を超えても定期接種として取り扱える場合があります。

※任意予防接種のおたふくかぜは、1歳以上7歳未満のお子さん（1歳と小学校就学前1年間の2回接種推奨）は、全額公費負担（自己負担無）で接種できます。

問合せ 健康こども政策課健康増進担当 TEL 72-6611

補助

男子HPVワクチン接種費用を助成します

HPV(ヒトパピローマウイルス)は、性行為によって感染するウイルスです。男女問わず多くの人がHPVに感染します。その一部が子宮頸がんのほか、中咽頭がん、肛門がんなどの疾患の原因になることがわかっています。男性がワクチンを接種することで、中咽頭がんなどの予防効果が期待でき、加えて性交渉によるHPVから女性を守り、子宮頸がんの予防にもつながります。

※女子へのHPVワクチン接種は、引き続き定期接種として実施していきます。

- 対象者 小学6年生から高校1年生相当の男子
- 期間 令和8年3月31日まで
- 助成額 接種費用全額(3回分)
- 申請方法 健康こども政策課で、接種券と予診票の交付申請をしてください。

問合せ 健康こども政策課健康増進担当 TEL 72-6611

相談

全国一斉特設人権相談

人権擁護委員法が施行(昭和24年)された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のために速やかに適切な処理を行います。また、人権の大切さについて、街頭啓発や講演会などを通じて、理解を深めてもらうための活動にも努めています。

「人権擁護委員の日」にちなみ、次のとおり特設人権相談を開設します。法務大臣から委嘱された地元の人権擁護委員(6人)が、人権等でお困りの方の相談を受け付けます。

- 日時 6月3日(火) 10:00~15:00
- 場所 文化福祉会館「まいん」 2階小会議室
- 内容
 - ・不確かな情報や誤った情報に基づく不当な差別やいじめ、誹謗中傷などの人権侵犯
 - ・子ども(いじめや体罰など)・女性(DV・セクハラなど)
 - ・高齢者・障がい者に対する人権問題
 - ・婚姻、離婚、親権等戸籍に関する問題
 - ・夫婦・家庭内の問題、近隣トラブル 等
- 相談員 人権擁護委員
根田 里美(池田)、鈴木 翼(下野宮)、麻生 弘(大子)、
菊池 達男(池田)、石井 和恵(下金沢)、清水 治(頃藤)

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL 72-1117

相談

物忘れ(認知症)相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談に応じています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状のある方を介護されている方など、お気軽にご相談ください。

- 日時 5月22日(木) 13:00~16:00
- 場所 大子町役場 行政棟1階相談室
- 担当者 栗田病院認知症疾患医療センター 職員
- 申込み 5月20日(火)までに電話等で地域包括支援センターに申し込んでください。

問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175

相談

Dカフェ（認知症カフェ）を開催します

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。認知症や介護に関する講話だけではなく、音楽鑑賞やワークショップなどのイベントを通し、みんなで語り合う場所です。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

■日時 5月25日（日）13:30～15:00（受付13:15～）

■場所 メンタルサポートステーション きらり

■テーマ ジャズユニットの楽しみ♪

■参加費 無料（申込不要）

問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175

相談

いばらき若者サポートステーションの就労相談

さまざまな理由で仕事に就くことが困難な若者のために就労相談を実施しています。また、ハローワーク常陸大宮での出張相談も実施しています。いずれも電話による事前予約制で、相談は無料です。

■就労相談

実施日 月曜日～土曜日（祝日を除く） 10:00～17:00

場 所 いばらき若者サポートステーション（水戸市赤塚1-1 ミオスビル1階）

■出張相談

実施日 毎月第1・第3水曜日（祝日を除く） 13:00～17:00

場 所 ハローワーク常陸大宮（常陸大宮市野中町3083-1）

申込・問合せ いばらき若者サポートステーション TEL 0120-717-557

相談

就活セミナー（6、7月）

求職活動を支援する一環として「就活セミナー」を実施しています。ハローワークの求職活動実績にもなります。参加費は無料です。ご予約のうえ、お気軽にご参加ください。

■実施日時・テーマ

実施日時			テーマ
6月	4日（水）	各日 10:30～11:30	求人広告の正しい読み方
	11日（水）		志望動機をどう書くか
	18日（水）		ライフステージと働き方
7月	2日（水）		自己理解・仕事理解
	9日（水）		求職中の過ごし方
	16日（水）		就活スキルアップ（応募書類）
	30日（水）		中高年の就活ダイジェスト

■場所 常陸太田合同庁舎3F会議室（常陸太田市山下町4119）

申込・問合せ いばらき就職支援センター県北地区センター

TEL 0294-80-3366 受付 9:00～16:00（土・日曜日、祝日を除く）



相談

行政書士会無料相談会

遺言・相続・農地・各種許認可等の行政手続相談など、くらしと役所の諸手続に関する相談に直接お答えします。お気軽にご相談ください。

■日時 6月3日（火）13:00～16:00 ※相談は1件あたり45分程度です。

■相談員 茨城県行政書士会県北支部から1～2人派遣

■場所 役場 会議室 ※個別に案内

■定員 4人（要予約・先着順）

■申込み 5月22日（木）～5月29日（木）に生活環境課へお申し込みください。

※すでに弁護士等に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

＜相談例＞

「相続手続について知りたい」「自分が亡くなった後の財産や手続が心配だ」

「遺言を残したい」 など

申込・問合せ 生活環境課 TEL 76-8802

講座

【消費者啓発講座】

～もしものときの備忘録 エンディングノートの書き方講座～

<エンディングノートとは>

生前に相続や遺言、介護や葬儀に関する希望などあらゆる情報をまとめておくことで、もしもの時に役立つ備忘録です。また自分自身の考えを整理するためにも役立ちます。人生最後の瞬間まで後悔することなく自分らしく生きるために、専門家のアドバイスを受けながらエンディングノートを書いてみませんか？

■日時 6月25日（水）13:30～15:00

■場所 大子町役場2階 大会議室

■定員 20人程度

■内容 エンディングノート（相続や遺言、介護や葬儀に関する希望など）の書き方

■講師 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 行政書士

大子町消費生活センター消費生活相談員 原田 優 氏

■持ち物 筆記用具（エンディングノートは事務局で用意します。）

■申込み 5月26日（月）～6月24日（火）に大子町消費生活センターに電話でお申し込みください。

申込・問合せ 大子町消費生活センター TEL 72-1124（9:00～12:00、13:00～16:00）

募集

大子シニアユニバーシティ（高齢者大学）学生募集

「生きがいのある生活」を送るため、健康づくりや生活に役立つことを学び、そして地域活動に活かしてもらうことを目的に、年に6回程度、約1時間の学習会を行います。単位老人クラブから推薦された方々と一緒に学びます。興味のある方は、ぜひお申し込みください。

■内容 介護予防、消費者問題、町内で活動している方々の講話など

※第1回は6月下旬を予定しています。

■対象 ・大子町在住の60歳以上の方 ・学習会に意欲がある方

・会場まで来られる方（主に文化福祉会館「まいん」）

■募集人数 20人 ※人数を超えた場合は、年齢が高い方を優先します。

■参加費 無料

■申込み 5月28日（水）までに、大子町社会福祉協議会窓口の申込書にてお申し込みください。

問合せ 大子町社会福祉協議会（文化福祉会館「まいん」内）TEL 72-2005

募集

第1回 町民ウォーキング参加者募集

定期的な運動は、生活習慣病の予防・寝たきり予防・ストレス解消に効果的です。ウォーキングは特別な道具は必要ありません。いつでも手軽に始められる運動です。健康の維持・増進のため、まずは始めてみませんか。

- 日時 5月30日（金） ※小雨決行
9:00～受付 9:30～開会 9:45～ウォーキング 11:30～閉会
 - 集合場所 大子広域公園内 管理棟前
 - コース 大子広域公園周辺（約4km）
 - 対象者 大子町民（幼児は保護者同伴）
 - 参加費 無料
 - 申込み 5月29日（木）までに健康こども政策課に電話でお申し込みください。
 - 注意事項
 - ・歩きやすい服装でご参加ください。
 - ・タオル、水分等を持参してください。
- ※大子町ヘルスケアポイント事業対象です。（ポイントは後日付与します）

申込・問合せ 健康こども政策課健康増進担当 TEL 72-6611

広告



広告



目次

お知らせ

- P 1 戦没者等の御遺族の皆さんへ
- P 1 自動車税（種別割）の納期限は6月2日（月）
- P 1 障がいのある方に対する軽自動車税（種別割）の減免制度
- P 2 旧北デイサービスセンターの備品を払下げます
- P 2 戸籍に氏名のフリガナが記載されます
- P 3 図書館「プチ・ソフィア」から
- P 3 ごみ減量化機器等の購入等を補助します
- P 4 ゼロカーボン推進事業費を補助します
- P 4 木づかい店舗創出事業補助金（令和7年度新規事業）
- P 5 里山林等の整備・保全を支援します（太子町身近なみどり整備推進事業）
- P 5 交通安全推進用具等購入費を補助します
- P 6 甲種防火管理新規講習会

子育て

- P 6 太子町ファミリー・サポート・センター 説明会・交流会
- P 6 子育て支援センターの出前ひろば
- P 7 お子さんの予防接種はお済みですか
- P 8 男子HPVワクチン接種費用を助成します

相談

- P 8 全国一斉特設人権相談
- P 8 物忘れ（認知症）相談
- P 9 Dカフェ（認知症カフェ）を開催します
- P 9 いばらき若者サポートステーションの就労相談
- P 9 就活セミナー（6、7月）
- P10 行政書士会無料相談会

講座・募集

- P10 消費者啓発講座～もしものときの備忘録 エンディングノートの書き方講座～
- P10 太子シニアユニバーシティ（高齢者大学）学生募集
- P11 第1回 町民ウォーキング参加者募集

町からのお知らせを受け取る
公式アプリが便利です！

役場からのお知らせは、町の公式アプリを使えばスマートフォンでも受け取れます。
公式アプリのダウンロードは、下の二次元コードからお願いします。



◀Android版



◀iOS版

※アプリに届く情報は、3か月経つと古いものから順に削除されます。
スマートフォン内には蓄積されません。

問合せ まちづくり課 タウンプロモーションチーム TEL 72-1131



－ 次回の発行は、5月20日（火）です。 －